

議案第 73 号

燕市印鑑条例の一部改正について

燕市印鑑条例（平成18年燕市条例第15号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 月 12 日 提 出

燕市長 佐野大輔

記

## 燕市印鑑条例の一部を改正する条例

燕市印鑑条例(平成18年燕市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「の備考欄」を削る。

第6条第1項各号列記以外の部分中「印鑑登録原票を備え、登録した印影のほか」を「登録することとした印鑑の印影のほか」に改め、「事項を」の次に「印鑑登録原票として」を加え、同項第6号中「の備考欄」を削る。

第12条中「の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。)について市長が証明するものとし、当該印影の写しと併せて次の事項を記載するものとする」を「及び次の各号に掲げる事項を電子計算組織の出力装置により写しを作成し、これについて市長が証明するものとする」に改め、同条第4号中「の備考欄」を削る。

第13条の2の見出し中「多機能端末機」を「多機能端末機等」に改め、同条中「電子計算機」を「電子計算組織」に改め、「有するものをいう。)」の次に「又は利用者操作用端末機(本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された本市が設置する端末機で、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。)」を加える。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。